

4 (1) 水道料金滞納の提訴について

(1) 被告情報

被告	食品製造卸売り業 A 社（昭和 49 年頃使用開始）
	食品製造卸売り業 A 社 社長本人
	食品製造卸売り業 B 社（平成 18 年設立）
未納調定	①平成 22 年 10 月～平成 22 年 12 月調定（ 2 調定）
	②平成 23 年 8 月～平成 26 年 4 月調定（17 調定）
	③平成 27 年 10 月～平成 28 年 6 月調定（ 5 調定）
	④平成 29 年 2 月～平成 29 年 6 月調定（ 3 調定）
未納額	① 1,479,053 円 ② 13,254,531 円
	③ 1,867,599 円 ④ 1,290,769 円
	合計 17,891,952 円（合計 27 調定）

提訴後の平成 30 年 10 月分から名義変更までの間の水道料金の
未納額を追加請求 408,324 円（3 調定）

請求額合計 18,300,276 円（合計 30 調定）

(2) 経緯

- ① 平成 21 年頃，井戸水に異常が発生，上水道に切り替え
- ② 平成 22 年以降たびたび漏水が発生，一調定が百数十万円という状況になり，漏水修繕を指導したが，未納額増加
- ③ 分納誓約を交わし，毎月面接を行い，状況把握を行っていた
- ④ 平成 28 年 6 月にて 3 回目の分納誓約の期限が満了，新規分納誓約の条件を拒否されたため時効発生
- ⑤ 平成 30 年 6 月で大半の債権が時効満了となるため，時効前の平成 30 年 5 月 17 日に東京地方裁判所に提訴した。
- ⑥ 令和 2 年 1 月 27 日までに 3 回の口頭弁論及び 10 回の弁論準備手続きを行い，同日，裁判所から和解案が示された。

【裁判上の和解】

判決と同じ効力を有するため，被告の債務に対する裁判所の承認が得られ，財産調査や差押え等の強制執行が可能となるものであり，債務が精算されるものではない。

4 (2) 令和 2 年 4 月民法改正への対応について

(1) 給水契約に係る主な改正内容

① 料金請求権の消滅時効期間の変更

5 年（従来は 2 年）。

ただし、令和 2 年 3 月 31 日までに給水契約を締結している場合には、従来の 2 年時効が適用されることとなりました（改正法附則第 10 条第 4 項）。

② 定型約款の事前表示

定型約款（＝給水条例その他の給水契約に関する条項）については、その内容が契約内容となる旨、あらかじめ相手方に表示していた場合に限り、個別の条項についても合意があったものと見なされます（改正民法第 548 条の 2 第 1 項）。

そのため、電話申込だけで給水契約を締結できる場合でも、給水条例を事前に渡したり、電話申込時に口頭で給水条例を契約内容とすることを伝達したりすることが必要となりました。

③ 定型約款の開示

相手方から請求があった場合には、定型約款の内容を表示することが必要となりました（改正民法第 548 条の 3 第 1 項）。

(2) 給水課における対応予定

① 料金請求権の消滅時効期間の変更

契約日の管理のため、電算システムを改修します。

② 定型約款の事前表示

水道料金センターにおける電話対応時に、給水条例を契約内容とする旨、伝達することとします。

また、伝達の有無に関するトラブルを未然に防ぐため、電話対応内容の自動録音を導入する予定です。

③ 定型約款の開示

給水条例へのリンクを、柏市オフィシャルウェブサイト内、水道部のホームページのトップに掲載します。

また、送付希望があれば、文書で送付します。